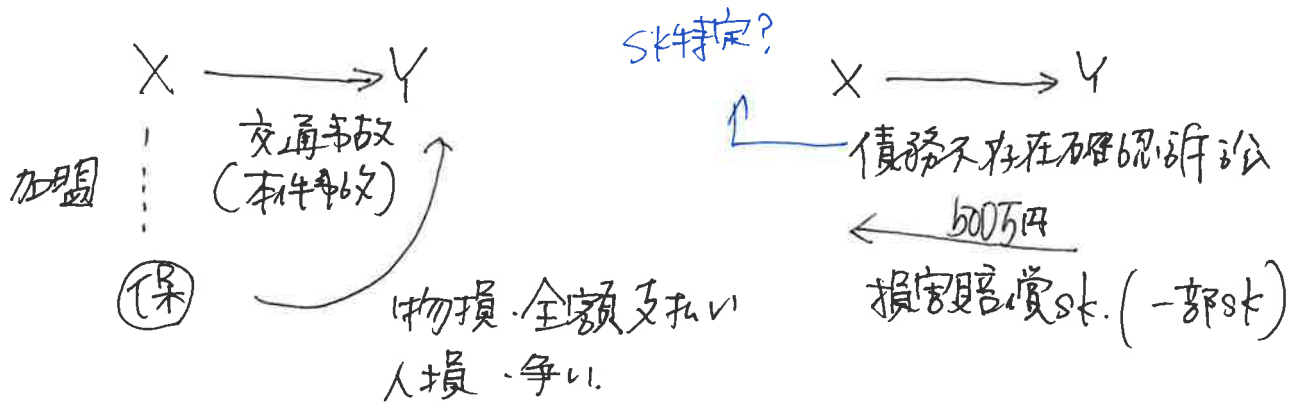
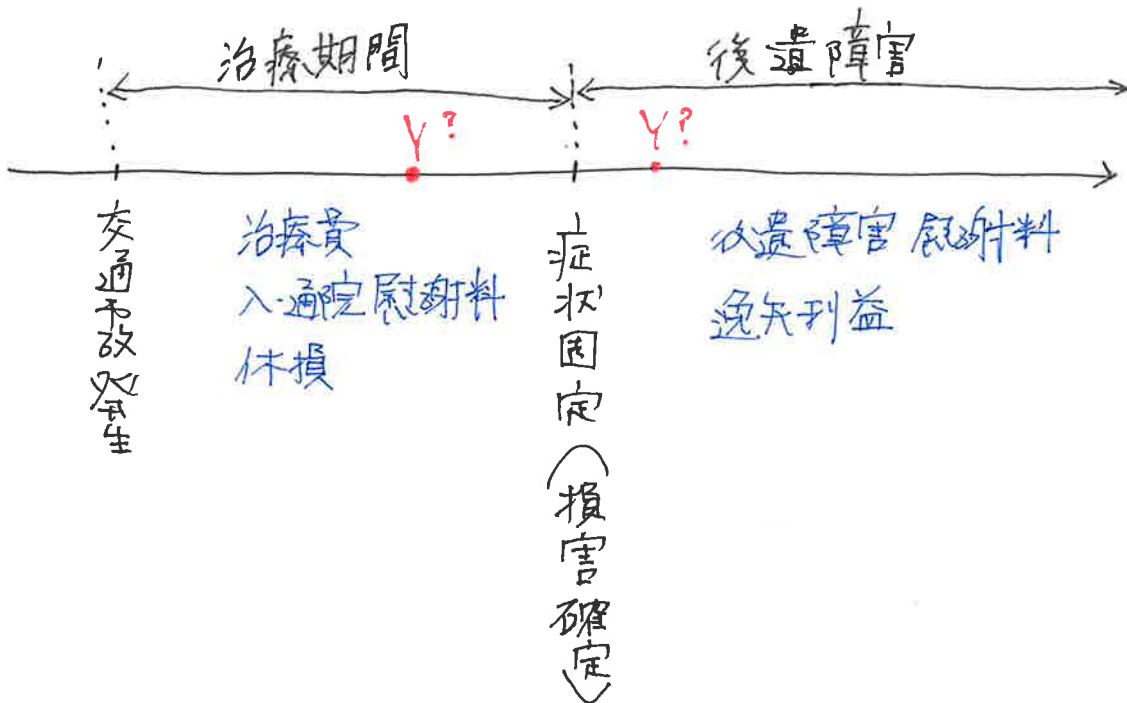


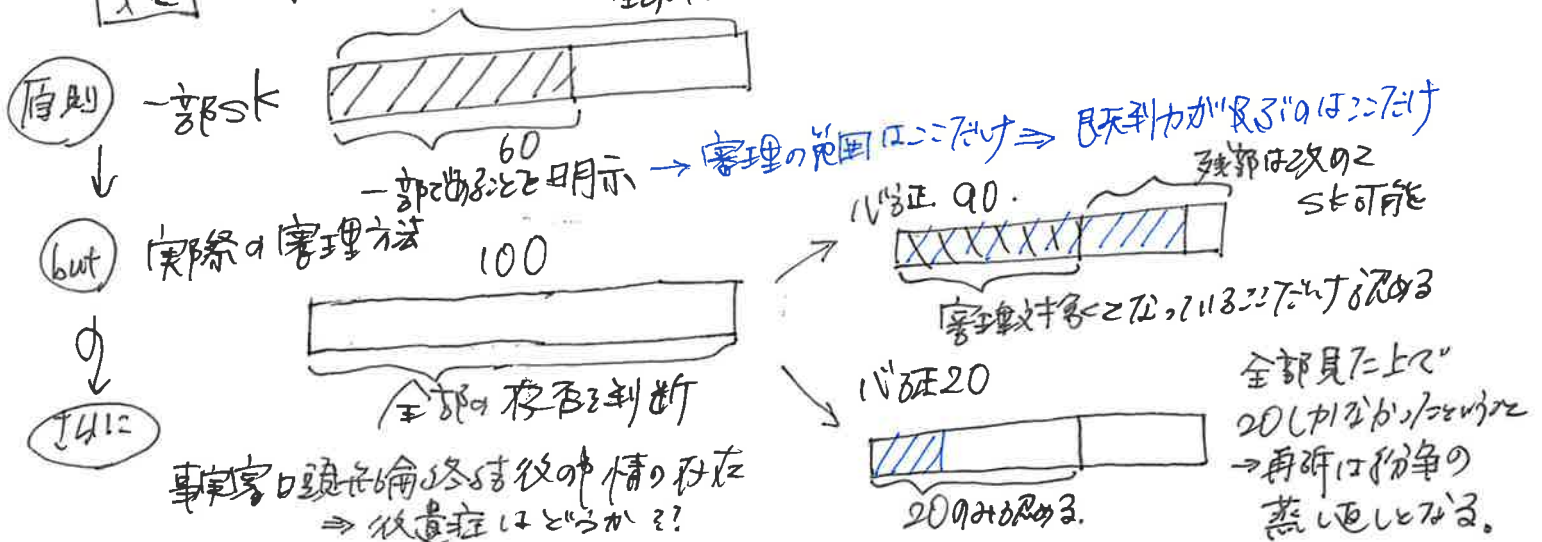
民事訴訟法



Ⅹ王 交通事故の経過



最高裁 H10 判決 全部 100



交通事故

[設問1]

物損 → 賠償済 / 人損もあり



① ① 債務不存在確認訴訟 → 一切債務

② ② 一部請求 人損の一部

① 訴の物: 本件事故に基づく全損害賠償請求権

1個の訴の物
a 物損
b 人損
c a・bの合計額に決まる
この点が重要

② 訴の物: 本件事故に基づく金500万円の損害賠償請求権

b 人損の一部

* 二重支払いの禁止の趣旨 (142条)

反例 (既判146条) ・関連するSTであること

・訴訟の遅延させないとき

乙併合(136条)は分離NG

→ 原則として矛盾判決のおそれがないので二重支払いにはあてがえない

* 確認訴訟の訴の利益

→ 訴の物を同じで合付の訴の物が提起されたら、訴の利益がなくなるので不適法却下となる *

but 今回は 訴の物の範囲が異なる?

⇒ 本件については「全部認容」判決である

[疑問2] 「残部外に於て生ず」根拠の point

既判力の範囲 ① 本件に全部.

② 本件: 人損のうろ500万円の場合(証拠)

② 9 観点: 目録の一部が「な」で 既判力は及ばない(原則)

↓

but. 一部外の場合, 既判力は全範囲に
ついて客観的にある。その上で条約

⇒ 紛争の点に及ぶ

⇒ 信義則に基づく遮断力 (例外)

↓

but 事実客観的論議の事情による場合

150k

... 今回はその後に顕在化した新入社員被害

↓

OK.

① 9 観点: 全部について既判力 → 遮断??

↓

but 認容判決確定後に顕在化した
後遺症については、客観的証拠と認め
ことが明示されていると認定

↓

OK